

石川県公報

平成30年3月30日（金曜日）

号 外

（第 36 号）

目 次

- 規 則
- 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（障害保健福祉課） 1

規 則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十六号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第一条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、「（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同条第二項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第三条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第八条の次に次の三条を加える。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第八条の一 条例第五十五条の二の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第八条の二 条例第五十五条の三の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準等条例第百二条第一項又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第十条の二第一号において

同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

- 一 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児人所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第八条の四 条例第五十五条の四の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準等条例第九十五条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準等条例第四十九条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準等条例第五十九条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第十条の三第一号において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下とすること。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

- 五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児人所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九条第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に、「合計数」を

を「合計数は」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第十条第一号中「〔指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十三号。以下「指定障害福祉サービス基準等条例」という。）第八十条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。〕及び〔指定障害福祉サービス基準等条例第七十九条に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。〕」を削る。

第十条の二第一号を次のように改める。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と条例第六十一条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

第十条の二第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「〔指定地域密着型サービス基準第六十二条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。〕」を削る。

第十一条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第十五条第一項第一号中「〔指定放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。〕」を削り、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（指定居宅訪問型児童発達支援の従業者の配置等に関する基準）

第十七条の二 条例第八十一条の二第三項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 訪問支援員

員数は、事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数とすること。

二 児童発達支援管理責任者

員数は、一以上とすること。

2 前項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第二十条第三号中「看護師」を「看護職員」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第四条 児童福祉法施行細則（昭和六十二年石川県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の二の次に次の一条を加える。

（指定障害児通所支援事業者の指定の変更の申請等）

第七条の二の三 法第二十一条の五の二十第一項及び第二十四条の十三第一項の規定による指定の変更の申請は、別記様式第十四号の二の三により行うものとする。

別記様式第十四号の二の二の次に次の一様式を加える。

別記様式第14号の2の3 (第7条の2の3関係)

特定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設 指定の変更申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者(設置者)
主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟
担当者氏名
連絡先電話番号

児童福祉法第21条の5の20第1項(第24条の13第1項)の規定による特定障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)事業所(指定障害児入所施設)に係る指定の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業所(施設)所在地市町番号

申請者 (設置者)	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —)		
	連絡先	電話番号	FAX番号		
	法人の種別				
	代 表 者	職 名		フリガナ 氏 名	
住 所		(郵便番号 —)			
指定の 変更を 受けよ うとし る事 業所・ 施設 の種 類	フリガナ 名 称				
	所在地(設置の場所)		(郵便番号 —)		
	同一の所在地(設置の場所)に おいて行う事業の種類		実施 事業	指定の変更に係る事業の 開始予定年月日	備 考
	指定障害児通所支援事業所等				

(備考)

- この申請書には、指定の変更を受けようとする事業の種類ごとに、知事が別に定める書類を添付してください。
- 「事業所(施設)所在地市町番号」欄は、記載しないでください。
- 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 「実施事業」欄は、今回の申請に係る事業及び既に指定を受けている事業の種類に応じ、該当する欄に○印を記載してください。
- 「同一の所在地(設置の場所)において行う事業の種類」欄は、今回申請をする事業及び既に指定を受けている事業の種類を記載してください。
- 児童福祉法その他の法律の規定により、既に事業等の指定等を受けている場合は、別紙にその事業所(施設)番号等を記載してください。

(別紙)

他の法律において既に指定を受けている事業等について

法律の名称	指定年月日	指定事業所番号

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

